

金沢市ものづくり推進資金取扱要領

1 目的

この制度は、新製品の開発等に積極的に取り組む市内中小企業者に対し、必要な資金（以下「資金」という。）を融資することにより、ものづくり産業を活性化し、もって本市における産業の振興を図ることを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者

市内に本社事業所を有し、1年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、市税を完納し、次のいずれかの補助金又は奨励金の交付決定を受けているものとする。

- ① 新製品開発・改良促進事業補助金
- ② 金沢かがやきブランド認定製品開発奨励金

4 融資の対象事業

3の①及び②の補助対象となった製品の開発、改良又は生産等に係る機械設備等を設置する事業とする。ただし、当該補助金又は奨励金の交付決定日から1年以内に着手するものに限る。

5 融資条件

- ① 融資限度額 1企業、1組合 2千万円
- ② 融資期間 10年以内（うち1年以内据置）
- ③ 融資利率 別途市長が定める
- ④ 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 償還期間 元金均等償還

6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、融資申込書（様式第1号）を事業着手前までに市長に申し込むものとする。

7 融資の決定

市長は、6に定める融資申込書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、資金の融資の可否を決定し、その旨を申込者及び金融機関に通知するものとする。

8 検査及び融資の時期

- ① 融資の対象となった事業が完了したときは、精算書及び証拠書類の写しを添えて、その旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。
（別記様式 設置完了届）
- ② 市長は、8の①における諸手続きの完了を確認したときは、直ちに取扱金融機関に通知するものとする。

- ③ 8の②の通知を受けた取扱金融機関は、融資決定者に対し、速やかに貸付けを行うものとする。

9 融資の時期の特例

- ① 対象事業の実施のため、事業完了前に融資の実行を受けようとする者は、6に定める融資申込書に添えて資金計画書（別記様式）を提出しなければならない。
- ② 市長は、9の①に定める資金計画書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、貸付けの全部又は一部を当該対象事業の完了前に行うことを決定し、その旨を申込者及び取扱金融機関に通知するものとする。
- ③ 9の②の通知を受けた取扱金融機関は、すみやかに融資決定者に対し貸付けを行うものとする。

10 融資の報告

- ① 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに市長に報告するものとする。
（別記様式 融資実行報告書）
- ② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

11 融資対象の処分

融資の対象となったものは、融資金の全額を返還するまで、市長の認可を受けなければその運用を停止し、もしくは目的以外にこれを使用し、または譲渡、貸与、売却、設置場所の変更、改造その他の処分をしてはならない。

12 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該要綱等に定めるところによる。